

# 変動金利定期預金

平成25年1月4日現在

1. 商品名	・変動金利定期預金	
	〈単利型〉	〈複利型〉
2. ご利用いただける方	・法人および個人のお客さま	・個人のお客さま
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式 1年、2年、3年</li> <li>・満期日指定方式 1年超3年未満</li> <li>・定型方式の場合は、預入時のお申出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いをご利用いただけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年</li> <li>・預入時のお申出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いをご利用いただけます。</li> </ul>
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括してお預入いただきます。</li> <li>・1,000円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・同左</li> <li>・同左</li> </ul>
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。	・同左
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法  (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利(預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示利率を適用し、預入日から6ヵ月ごとに当金庫が預入の際に提示する利率変更方法により適用利率を変更します)</li> <li>・自動継続後の利率は継続日における店頭表示の利率を適用します。</li> <li>・中間利払日(預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率[利率を変更したときは変更後の利率]×70%)により計算します。</li> <li>・満期日には中間利払分を差引きし、残りの利息を支払います。</li> <li>・1年を365日とする日割計算 付利単位を1円として利息計算します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・同左</li> <li>・満期日以後に一括して支払いします。</li> <li>・1年を365日とする日割計算 付利単位を1円として、6ヶ月ごとの複利で利息計算します。</li> </ul>
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客さまのお利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます)</li> <li>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</li> <li>・法人のお客さまは総合課税となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます)</li> <li>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</li> </ul>

8. 手数料		
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のお客さまで自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)</li> <li>個人のお客さまで少額貯蓄非課税制度の適格者の方は、マル優がご利用いただけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)</li> <li>少額貯蓄非課税制度の適格者の方は、マル優がご利用いただけます。</li> </ul>
10. 中途解約時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および表1「定期預金の期限前解約利率一覧(変動金利定期預金)」の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および表1「定期預金の期限前解約利率一覧(変動金利定期預金)」の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額(期限前解約利息)とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、表1「定期預金の期限前解約利率一覧(変動金利定期預金)」の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。</li> </ul>
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページをご覧くださいか、窓口または店頭備え付けの情報表示ボードでご確認いただけます。</li> </ul>	
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部(9時～17時、電話:053-472-2114 フリーダイヤル 0120-046-022)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等、静岡県弁護士会(電話:053-455-3009)のあっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です。利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)へお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)および静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>	
13. その他の参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。</li> </ul>	

表1 定期預金の期限前解約利率一覧 変動金利定期預金

(単利型)	[定型方式]1年、2年 [満期日指定方式]1年超3年未満	
	預入期間が6カ月未満の場合	解約日の普通預金利率
	預入期間が6カ月以上1年未満の場合	約定利率×50%
	預入期間が1年以上3年未満の場合	約定利率×70%
(単利型・複利型)	[定型方式]3年	
	預入期間が6カ月未満の場合	解約日の普通預金利率
	預金期間が6カ月以上1年未満の場合	約定利率×40%
	預金期間が1年以上1年6カ月未満の場合	約定利率×50%
	預金期間が1年6カ月以上2年未満の場合	約定利率×60%
	預金期間が2年以上2年6カ月未満の場合	約定利率×70%
	預金期間が2年6カ月以上3年未満の場合	約定利率×90%

(注)小数点第3位以下切り捨て